

《 事務所ニュース 2018年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

健康保険料率及び介護保険料の変更 平成30年3月から（4月納付分）

全国健康保険協会は、平成30年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。下記をご参照ください。また、全国一律の介護保険料率については、1,57%に変更になります。

変更は平成30年3月（4月納付分）からとなります。

従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

※ 任意継続被保険者の方は4月分（4月納付分）から変更となります。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.89%	11.46%
東京都	9.90%	11.47%
埼玉県	9.85%	11.42%

平成30年度雇用保険料率について （平成29年度と変更ありません）

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(29年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(29年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(29年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

マイナンバーによる届出・申請における 様式変更（平成30年3月から）

平成30年3月5日からマイナンバー（個人番号）による届出・申請を開始します。これまで基礎年金番号を記載して届け出ていただいていた届書にはマイナンバーを記載して届け出ていただくことになります。また、マイナンバーを利用して今後、住所変更届、氏名変更届等の届出を省略する予定としています。様式変更について

平成30年3月5日から年金の手続きで使用していただく様式が変更となります。

変更の内容は、マイナンバー欄の追加のほか、様式のA4縦判化、複数の様式の統合（被扶養者（異動）届と国民年金第3号被保険者関係届など）などとなります。

※ 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行